

総合型選抜・学校推薦型選抜における入学者選抜の変更について

令和4年3月
大 阪 大 学

令和5年度入学者選抜から、総合型選抜・学校推薦型選抜の選抜方法を次のとおり変更します。

【変更内容】

入学手続について

○令和4年度入学者選抜まで

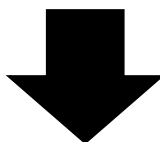
3) 入学手続受付期限までに入学手続を完了しない時は、以下のとおり取扱います。

- ①入学を辞退したものととして取扱い、これ以降の入学手続は認めません。
- ②他の国立大学の入学者選抜試験の合格者判定の対象となりません。

(5) 入学辞退

入学手続を完了した者で、やむを得ない事情により入学を辞退する者については、令和4年3月31日(木)17時までに当該学部の教務担当係へ入学辞退願(所定用紙)を提出し、その許可を得てください。3月31日(木)17時以降は入学辞退の願出を受け付けないので注意してください。

なお、入学料免除等申請を行った者が入学辞退をする場合は、入学料免除等申請の取り下げと、入学料の納入が必要となります。



○令和5年度入学者選抜から

3) 入学手続受付期限までに入学手続を完了しない時は、以下のとおり取扱います。

- ①本学の総合型選抜・学校推薦型選抜合格者としての権利を失います。
- ②他の国立大学の入学者選抜試験の合格者判定の対象となりません。

(5) 入学辞退

本学の総合型選抜・学校推薦型選抜は、合格した場合は必ず入学することを確約する者を出願要件・推薦要件としています。入学手続を完了した者で、真にやむを得ない事情により入学を辞退しようとする者は、令和5年3月31日(金)17時までに当該学部の教務担当係へ入学辞退願(所定用紙)を提出し、その許可を得てください。3月31日(金)17時以降は入学辞退の願出を受け付けないので注意してください。

なお、入学料免除等申請を行った者が入学辞退をする場合は、入学料免除等申請の取り下げと、入学料の納入が必要となります。